

10月 市川市相続と不動産無料相談会

相続が発生した方へ
**相続税の
 申告期限は10ヶ月
 しかありません！**
 \お手続きの期限に注意/
**期限を過ぎると税金が
 高くなる可能性があります！**

前回ご好評につき追加開催が決定！チラシをご覧になられた方はお気軽にご相談ください！※当日のご来場もお受付します〈ご予約優先〉

専門家が相続や不動産のお困りごとの相談を承ります！

司法書士・税理士・相続士・相続診断士・宅地建物取引士が市川市に集結!!



相続士 ※31日のみ参加
坂本 美沙紀



税理士 ※31日のみ参加
石井 一治



司法書士
宮澤 大介



相続士 ※31日のみ参加
川島 紀之



相続診断士・宅地建物取引士
井上 優佑

相続(手続き・税金・対策)・不動産(売却・管理・活用)に関する不安・疑問・要望はございませんか？

- 相続登記を相談・依頼したい
- 相続税が将来かかるのか把握したい
- 相続対策の方法を知りたい
- 相続手続きをワンストップでお願いしたい
- 遺言書の作成をお願いしたい
- 相続放棄について知りたい
- 不動産問題(空き家/借地・底地/売却)の相談をしたい
- まず何から始めたら良いのか教えてほしい

※本相談会では情報の管理を徹底し、相談者の方の同意なしに第三者に情報が流出することはありません。

開催日時 **10/31 金**

市川市文化会館
[3F 第5会議室]

10:00~17:00 〈最終受付16:00〉
相談時間:お1人様1時間程

千葉県市川市大和田1丁目1-5

JR総武線・都営新宿線「本八幡駅」から徒歩10分
京成線「京成八幡駅」から徒歩15分



開催日時 **11/1 土**

市川市勤労福祉センター
[本館2F 第1会議室]

10:00~17:00 〈最終受付16:00〉
相談時間:お1人様1時間程

千葉県市川市南八幡2丁目20-1

JR総武線・都営新宿線「本八幡駅」から徒歩15分
京成線「京成八幡駅」から徒歩20分



注目 2024年4月1日から開始！相続登記義務化！



相続した不動産の登記を
しないとどうなるの？

不動産を相続した場合、その相続を知ってから**3年以内に相続登記を
しないと、10万円以下の過料が科される可能性**があります。



相続登記義務化の開始から
申請件数が約2倍!?

法務省の速報値によると、2024年4月~2025年1月の相続登記申請件数は前
年同期比で**約1.8倍に増加**。都市部を中心に、**相続放棄や遺産分割の複雑化**
により専門家への相談も急増しています。

注目 私は相続税がかからない... と安心しないで！



申告期限を過ぎたら
どうなるの？

相続税の申告、及び納税には**10ヶ月の期限**があり、それを超えてしまうと**無申告加
算税(5~30%)**といった**追徴課税等**がかかる場合があります。



相続税の申告で
注意すべきことは？

相続税の申告には**正確な相続財産の把握**が必要です。誤った税額を申告してしまうと、修正申告の
必要や、**ペナルティとして納税額が増えてしまう**ことがあります。特に不動産などはご自身の正確
な評価額の算出が難しいため、まずは専門家に相談してみませんか？

相談員

- 司法書士／宮澤 大介 (千葉司法書士会所属)
- 税理士／石井 一治 (東京税理士会所属)
- 相続士／坂本 美沙紀
- 相続士／川島 紀之
- 相続診断士・宅地建物取引士／井上 優佑

お問い合わせ・ご予約 【受付時間】 9:30~18:00 当日ご都合が合わない場合も柔軟に対応いたします

0120-139-013 **事前予約制**

※お電話が混み合い、つながりにくい場合がございます。恐れ入りますが、しばらく経ってからお掛け直してください

24時間いつでも受付/
WEB予約はコチラから▶
 予約枠には限りがございます。
 希望日時を選択しご予約ください。

